

さいたま市告示第 1891 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 26 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 12 月 19 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 20 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/12/15	南浦和駅東口	不明	ZX23171083		
2025/12/16	東浦和駅	警視庁成城1-86819	S9WC01034		
2025/12/16	与野駅西口	埼玉県警11-1658275	SZ11050641		
2025/12/16	南与野駅	埼玉県警19-191425960	V181138150		
2025/12/18	南浦和駅東口	埼玉県警25-251592853	HS5B30778		
2025/12/18	南浦和駅東口	埼玉県警21-212096172	A21AB66986		
2025/12/18	南浦和駅西口	埼玉県警16-6011623	B5K50639		
2025/12/18	浦和駅東口	群馬県警30735077	F87JK0151		
2025/12/18	北浦和駅西口	不明	S6C75746		
2025/12/18	北浦和駅西口	不明	HA086250		
2025/12/19	南浦和駅東口	埼玉県警17-7156426	S6C124287		
2025/12/19	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7288325	A17AF07068		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/12/15	大宮駅東口	不明	SXL013212		
2025/12/15	宮原駅東口	埼玉県警24-242373588	B4C17504		
2025/12/15	七里駅	埼玉県警20-201093287	V190600851		
2025/12/15	新都心駅東口	不明	TNHF002238		
2025/12/16	大宮駅東口	埼玉県警22-220006115	STUEF09442		
2025/12/16	大宮駅東口	埼玉県警24-241933490	HT240401H00059		
2025/12/19	大宮駅東口	埼玉県警24-242201230	SYD316533		
2025/12/19	大宮駅東口	福生H 47004	A21MG28243		

合計：20台

告示期限 令和8年1月9日